

# 令和7年5月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日(金) 午後2時10分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の  
事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第4号 令和6年度最適化活動推進委員等の活動実績について

議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 4. 会議に出席した委員 (24名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

## 5. 会議に欠席した委員 (0名)

## 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

事務局長	横尾 憲保
農地係長	上野 智哉
書記	豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案5件、報告3件でございます。  
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。  
よって、令和7年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、20番委員、21番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、11件を議題といたします。  
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、下岩田地内の畑5筆、稲吉地内の田1筆、畑1筆です。  
3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作不能、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、2ページにまたがります。力武地内の畑2筆、大保地内の畑3筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、三沢地内の田1筆です。3条による無償移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人と譲受人は義理の親子で、子から親へ贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号4は、3ページにまたがります。小郡地内の田5筆、畑10筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人はすでに亡くなっており、親族が持つ相続権の90分の1のみを譲受人に売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

4ページの番号5から7ページの番号9は、譲受人が同一の案件です。

番号5は、井上地内の畑10筆、番号6は同じく畑9筆、番号7は同じく畑4筆、番号8は同じく畑6筆、番号9は同じく畑3筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大のため売買されるということです。

(位置図で場所の説明)

7ページ、番号10と8ページ番号11は譲受人が同一の案件です。番号10は下岩田地内の畑1筆、番号11は同じく畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大のため売買されるということです。

(位置図で場所の説明)

以上、11件の案件ですが、番号4の案件以外は、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま

す。番号4については法定相続分の90分の1を有償移転するという申請ですが、農地法第3条の許可要件である「全部効率利用要件」に該当しないと考えております。

なお、先月開催しました地区会議においても、番号4以外の申請については了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査しました。

番号4については、事務局説明と地区会議での判断を受け、「全部効率利用要件」に該当しないと判断し、不許可相当となりました。

その他の案件については、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

10番委員

10番委員：

番号4についてですが、法定相続分の90分の1のところをもう一度詳しく言ってもらえないですか。理解しきらん。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

こちらの土地を実際所有されているのは（A）さんになります。

この方は今回の譲り渡し人の（B）さんの曾祖父にあたり、亡くなられて時間がたっております。

本来相続登記が行われなければならないのですが、これまでされてなかったため、亡くなった（A）さんのままで所有権が止まったままになっています。

そのため相続権が複数のご親族の方に移っているということになります。

曾孫にあたる（B）さんは、家系図のもと計算したところ法定相続権の90分の1を持たれているということです。

残りの90分の89については、ほかの方々がそれぞれ法定相続権を持っているということになります。

所有権自体はすでに亡くなっている方が持っており、（B）さんは所有権をお持ちではなく、あくまでも当該農地相続権の90分の1を持っているということだけになります。

議長：

よろしいでしょうか。

議案第1号については、番号4とそれ以外の案件に分割して可否を問いたいと思います。

初めに番号4についてです。

地区会議及び分科会の審査では、不許可相当でした。

番号4の案件について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手少数)

議長：

賛成少数でございます。

よって番号4は不許可と決定します。

次に、番号4以外の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数です。

よって、番号4以外の案件については、原案のとおり許可と決定いたします。

次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件でございます。

議案書の9ページをお願いします。

番号1は、吹上地内の畑1筆です。

公共事業の工事に伴い、資材置場として一時転用申請があったものですが、公共事業の工期が延期したことに伴い、今回事業計画の変更が出されたものです。

(図面で場所等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって議案第2号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

今回、私に係る案件ですので、会長代理と議長を交代し、退席します。会長代理、お願いします。

(議長交代・退室)

議長（会長代理）：

議長交代しました。それでは議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。  
議案書の10ページをお願いします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。  
農業用の施設とするため、転用の申請が出されています。  
(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長（会長代理）：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長（会長代理）：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長代理）：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

それでは退室した委員の入室を許可し、併せて議長を交代します。

(入室案内)

議長：

会長代理、ありがとうございました。

それでは次に議案第4号、令和6年度最適化活動推進委員等の活動実績についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号、令和6年度最適化活動推進委員等の活動実績について説明をいたします。

議案書の11ページをお願いします。

昨年5月の総会で、議案として上程しました「最適化活動の目標設定」についてご説明させていただき、ご承認いただきました。

委員におかれましては、昨年度この目標に基づいて活動していただき、報告書をご提出いただいたところです。

活動実績について、ご説明いたします。

(活動実績の説明)

委員におかれましては、議案第4号の実績から、小郡市農業委員会の最適化活動について、全体的なご意見をいただきたいと思いますと考えております。

また、出された意見については、公表するとともに、県知事へ報告することになっておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、令和6年度最適化活動推進委員等の活動実績について

て、事務局より説明を受け、推進委員活動目標の6日に対し4.4日であったということ踏まえて話し合いました。

意見として、集落において高齢化などにより、集まりもなくなり話すことができなくなったため、今後は自分自ら農業委員としての仕事を見つけていかなければならないと感じた、というのが1点。

もう1点は、女性委員よりやはり高齢化で集まりがなくなったが、女性としてできることはないかということを考えて、地域の女性を含めて活動しようと考えているという意見が出ました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

21番委員。

21番委員：

活動実績についてですが、毎月地区会議と定例会に出席していますが、審議に内容が込み入ってきていて、とても頭を使っています。

以前よりも意見をまとめなければならぬようになってきていると思います。

もちろん農地を回るなど必要と思いますが、一回一回の審議に皆さんも時間や労力を費やしていると思うので、何日携わったとか日にちではなくて、その内容の重さについて加味していただけたらと思います。

それと、一日のうちに農地の見回りや農家の聞き取りなどを行った場合など、一日と換算していました。

先日事務局に伺ったところ、総会の日に見回りや聞き取りをしたとして、そのような場合はそれぞれ活動したとしていいですよと言われました。

そのあたりのところを今一度お話ししてもらえないでしょうか。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

活動について、その内容の重さを加味していただけないかということでした。

活動の内容について、記録簿に記載していただき報告をいただいています。

我々としましては、その活動について仕訳をさせていただいていますが、内容の重さというところまでは記録簿の様式にございませんので、活動について記録簿につけていただけたらと思います。

もう一点の、たとえば午前と午後に違った活動した場合についてですが、次の5号議案の目標設定の方で提案させていただきたいと考えています。

議長：

他にご質問等はないですか。

無いようですので、議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案どおり承認されました。

次に議案第5号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について説明いたします。

議案書の12ページから14ページになります。

昨年の総会においても説明しましたが、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況や目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表・報告することになっています。

令和7年度の目標設定についてご提案いたします。

(資料を基に説明)

以上、提案説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長：

事務局からの説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

11番委員

11番委員：

よその都道府県でも8回とか決まっていますか。実績で4回なのに倍になりますよね。その件についてお聞きしたいのですが。

事務局：

最適化活動については、国からの交付金が交付され、委員さん方の活動に応じて報酬が支払われることになっています。

この支払う際に、活動した数が月平均8回以上というところと、6日から8日そして6日以下という風に単価が設定されるようになりました。

以前は単価の設定はなく、交付金を活動の実績に応じて案分し委員さん方に支払っていましたが、現在の交付金交付要綱では活動日数に応じて単価が決められています。

我々も国も8日と言っているのは、8日以上と8日未満では、単価が全然変わってきています。

皆さんの活動が月当たり8日以上あれば、交付金を余すことなく使うことができます。

議長：

よろしいですか。

他にありませんか。

特にないようです。  
本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：  
賛成多数です。  
よって、議案第5号は原案どおり承認することに決定します。

### [日程第3 報告事項]

議長：  
それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：  
それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出14件につきまして報告いたします。  
議案書の15ページをご覧ください。

番号1は、吹上地内の畑2筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号2は、下岩田地内の田1筆です。  
貸人の都合により合意解約されたものです。

番号3は、井上地内の畑4筆です。  
売買により合意解約されたものです。

16ページをお願いします。  
番号4は、井上地内の畑2筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号5は、干潟地内の田2筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号6は、干潟地内の田1筆です。  
売買により合意解約されたものです。

議案書 17 ページ。

番号 7 は、干潟地内の田 1 筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号 8 は、干潟地内の畑 3 筆です。

農業振興推進機構（農地中間管理機構）を通じた貸し借りを合意解約されたものです。

番号 9 は、干潟地内の田 3 筆です。

売買により合意解約されたものです。

18 ページ。

番号 10 は、干潟地内の田 1 筆、畑 1 筆です。

売買により合意解約されたものです。

番号 11 は、干潟地内の田 1 筆です。

売買により合意解約されたものです。

番号 12 は、干潟地内の田 3 筆です。

売買により合意解約されたものです。

19 ページ。

番号 13 は、干潟地内の田 2 筆です。

売買により合意解約されたものです。

番号 14 は、干潟地内の田 4 筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の 20 ページをご覧ください。

報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の届出について、2 件の報告をいたします。

番号 1 は、福童地内の田 2 筆です。

宅地の敷地拡張のため届出が提出されたものです。

番号2は、寺福童地内の畑1筆です。  
宅地の分譲のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。  
報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の届出について、1件を報告いたします。

番号1は、大保地内の畑1筆です。  
建売住宅の建設のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。  
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。  
以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。  
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。  
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年5月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和7年5月9日（金） 午後3時1分閉会

小郡市農業委員会

議 長 天本 正幸 ⑩

署 名 委 員 20番 永利 春雄 ⑩

署 名 委 員 21番 久光 壽子 ⑩